



2023年5月12日

各 位

会社名 O a k キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社
代表者名 代表取締役会長兼社長グループCEO 稲葉 秀二
(コード：3113 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役グループCFO 秋田 勉
(TEL. 03-5412-7474)

商号の変更、監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第162期定時株主総会で承認可決されることを条件として、当社商号を変更すること及び現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議すると共に、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 商号の変更

(1) 商号変更の理由

- ・新生O a k キャピタルグループは、「価値共創」を掲げ他企業との連携やシナジーを積極的に推進していく経営方針としており、またO a k キャピタル自体は持株会社として実質機能している中であって、こうしたコーポレートイメージを投資家等のステークホルダーの皆様に対し明確に訴求する手段としては商号変更が最適であり、また早期にこれを実施すべきと判断したものです。
- ・今回の商号変更に伴い、当社が、ホールディング会社として名実共にグループの要の機能を果たすことができると共に、グループ全体として「Unite the Values」のUNIVAブランドを活用し、M&A対象企業に対して共創する会社に変容したことを明確に打ち出し、事業領域の拡大をよりスムーズに進めることができるものと考えております。
- ・また、新生O a k キャピタル発足以降、既にUNIVAグループとの協業によるシナジー効果が上がっておりますが、さらに今後においてもUNIVAグループとの連携がよりスムーズになることにより、資金面、人材・人脈面、マーケティング面等において相互の円滑な活用が期待され、これは現在進行している当社第一次中期計画の確実な達成に向けて強力な後押しになるものと考えております。

(2) 新商号

株式会社UNIVA・O a k ホールディングス (英文表記：UNIVA Oak Holdings Limited)

(3) 変更の時期

2023年6月28日開催予定の第162期定時株主総会において、必要な定款変更の議案についてご承認いただいたうえで、2023年10月1日付で変更する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では従来から、監査役会設置会社として、迅速かつ機動的な経営意思決定を行うため、取締役会による経営監視機能と監査役の監査機能の強化に取り組んでまいりました。

今般の組織変更は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことにより取締役会の

監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と持続的な成長による企業価値の向上を図るものであります。

(2) 移行の時期

2023年6月28日開催予定の第162期定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認いただいたうえで、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

- ① 上記記載の商号変更を行うため、現行定款第1条の商号を変更するものであります。
- ② 上記記載の監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るための変更を行うものであります。
- ③ 当社グループの業容の拡大及び今後の事業展開の多様化に備えるため事業目的の追加等を行うものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、第162期定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(ただし、商号変更の効力発生日は2023年10月1日(予定)とします。)

4. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

(第162期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
稲葉 秀二	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長兼社長
宗雪 敏明	常務取締役	常務取締役
秋田 勉	取締役	取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(第162期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
作田 陽介	社外取締役(常勤監査等委員)	社外監査役(常勤監査役)
坂井 眞	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
上野 園美	社外取締役(監査等委員)	社外監査役

(3) 退任予定の取締役

(第162期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
尾関 友保	退任	社外取締役
伊藤 祐之	退任	社外取締役

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は <u>O a k</u>キャピタル株式会社と称し、英文では<u>O a k C a p i t a l C o r p o r a t i o n</u>と称する。</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>第3条 (新設) (新設)</p> <p>72. 前各号に関連するコンサルティング業務 73. 前各号に附随関連する一切の事業</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は <u>株式会社UNIVA・Oak</u>ホールディングスと称し、英文では<u>UNIVA Oak Holdings Limited</u>と称する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 72. <u>総務、庶務、経理・決算・税務、給与・労務、情報システム等に関する業務の代行</u> 73. <u>飲食店舗の再生</u> 74. 前各号に関連するコンサルティング業務 75. 前各号に附随関連する一切の事業</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式及び株主</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式及び株主</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>20名以内とする。</u> (新設)</p> <p>第20条 取締役は株主総会で選任する。 2 ～ 3 (条文省略) (新設)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会で選任する。</u> 2 ～ 3 (現行どおり) 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によってこれを選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）最高財務責任者（CFO）、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条</p> <p>予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 前項の招集は取締役及び監査役に対し会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、</u>予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 前項の招集は取締役に対し会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第23条</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第24条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第25条 （条文省略）</p>	<p>第25条（現行どおり）</p>
<p>第26条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第26条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2023年6月開催の第162期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第1条の規定の変更は、2023年10月1日にその効力を生じるものとする。なお、本附則は、同条の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

以上